

議案第137号

大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する
条例の制定について

令和6年12月12日(木)

福祉部子ども未来局子育て総合支援センター

1 改正理由

令和7年4月1日の組織再編によるこども未来部の設置にあたって、市民に分かりやすい組織名称に変更するため、大津市子育て総合支援センター内のつどいの広場「ゆめっこ」の愛称が市民の間で親しまれ広く浸透していることから、施設名称とするため、条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

「大津市子育て総合支援センター」の名称を「大津市子育てひろばゆめっこ」に変更する。

3 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
大津市子育て総合支援センター条例 (設置) 第1条 子育ての支援に資する事業を総合的に行い、もって子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、大津市子育て総合支援センター(以下「センター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 大津市子育て総合支援センター 位置 大津市浜大津四丁目1番1号	大津市子育てひろばゆめっこ条例 (設置) 第1条 子育ての支援に資する事業を総合的に行い、もって子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、大津市子育てひろばゆめっこ(以下「ゆめっこ」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 ゆめっこの位置は、大津市浜大津四丁目1番1号とする。

4 施行期日

令和7年4月1日